

新政権の政権構想強化・第一次提案

政策形成への NPO・NGO 等の参加・関与について

- 市民・生活者を主体とした“現場主義”による政権運営に向けて -

2009年8月17日

特定非営利活動法人 市民がつくる政策調査会

〒102-0083 東京都千代田区麹町 2-7-3-302

TEL:03-5226-8843/FAX:03-5226-8845

E-mail shimin@c-poli.org/URL <http://www.c-poli.org/>

政策形成への NPO・NGO 等の参加・関与について

- 市民・生活者を主体とした“現場主義”による政権運営に向けて -

総選挙後の新政権の運営に向けて、NPO・NGO（市民団体）等の活動から蓄積された専門知識を活用し、市民・生活者を主体とした“現場主義”による政策決定過程への NPO・NGO（市民団体）等の参加のあり方について、下記のとおり提示いたします。

NPO・NGO 関係者（研究者）等の政策決定過程への人員配置のあり方

現在の大臣、副大臣、大臣政務官、及び民主党が掲げる新たな役職である大臣補佐官をサポートし、また行政内部の政策決定過程を見直すことにより、市民・生活者を主体とした“現場主義”による政府・行政運営を進めるための政策サポート機能として、新たな人員配置及びしくみを構築する。

1. 各府省の大臣、副大臣、大臣政務官[及び大臣補佐官]へのサポート機能として

「国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範」にもとづき、副大臣、大臣政務官[及び（新たに設ける）大臣補佐官]の職務を明確化し、その職務をサポートするため、国家公務員特別職として NPO・NGO（市民団体）関係者（研究者）等の人員配置（民間任用）を行う。なお、規範についても[「国務大臣、副大臣、大臣政務官及び大臣補佐官規範」として]見直すこととする。

名称（仮称）：副大臣 担当補佐、大臣政務官 担当補佐[、大臣補佐官 担当官]
任 務

・副大臣 担当補佐：副大臣の職務のうち、特に府省横断的な一定の分野、案件についてサポートし、政府及び行政運営を補佐する。

・大臣政務官 担当補佐：大臣政務官の職務うち、特に府省横断的な一定の分野、案件についてサポートし、政府及び行政運営を補佐する。

[・大臣補佐官 担当官：大臣補佐官の職務のうち、特に府省横断的な一定の分野、案件についてサポートし、政府及び行政運営を補佐する。]

・重要な分野、案件については、同分野、案件の副大臣 担当補佐及び大臣政務官 担当補佐[、大臣補佐官 担当官]を置き、相互協力のもとにその職務を迅速にまた円滑に遂行する。

権 限：

・副大臣 担当補佐：各府省の局長と同等の権限を有する。

・大臣政務官 担当補佐：審議官・局次長と同等の権限を有する。

[・大臣補佐官 担当官：課長（本省）と同等の権限を有する。]

任 免：主務大臣が任免する。

人 員：副大臣 担当補佐 5 名以内、大臣政務官 担当補佐 5 名以内[、大臣補佐官 担当官 10 名以内]（いずれも各府省内）

* []内は、民主党マニフェストでの記載事項をもとに提示。

2．審議会委員等の人選チェック機関の創設

行政内における政策形成に大きく関わる、各府省に設置されている大臣の諮問機関である審議会等について、市民・生活者を主体とした“現場主義”による政策決定過程が構築されるよう、NPO・NGO（市民団体）、研究者等の人材の活用を図る。

審議会等の人選チェック機関を設置

人事院に、「審議会監査局（仮）」を設置し、法令で定めのある審議会等の人選については、「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」及び「審議会等の設置に関する指針」等に基づき、NPO・NGO（市民団体）、研究者等の人材の活用を図るため、その人事をチェックする。

なお、「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」及び「審議会等の設置に関する指針」等も見直すこととする。

3．官民（NPO・NGO等）人材交流の推進

行政運営に際して、民間部門との人事交流を推進することは、人材の育成や専門性の高い人材の活用、組織の活性化や閉鎖性を見直しの観点から有意義である。既に、1999年には「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」が制定され、公務と民間部門との人事交流は徐々に拡大している。これまでは、その交流も民間企業に限られ、市民・生活者を主体とした“現場主義”による人材の活用がなされておらず、今後はNPO・NGO（市民団体）、研究者等の人材の活用を図るため、人材交流の対象を拡大する。

なお、自治体においても同様の取組みがなされるよう、必要な法整備を行う。

NPO・NGO等による人材交流団体の公募・登録・実施

各大臣（行政の長）は、NPO・NGO（市民団体）等による人材交流を開始し、促進するため、「NPO・NGO等交流派遣の実施に関する計画」を策定し、その促進を図る。その手法として、人材交流についてNPO・NGO（市民団体）等の団体への公募を行い、一定の基準により選定した団体を登録し、その団体との人材交流を実施する。

政府（および行政）と NPO・NGO 等との関係性の明確化

1. 新政権（政府）から NPO・NGO 等への約束

特定非営利活動促進法（NPO 法）が施行されて、10 年が経過した。当然、それ以前から政府への政策提案や地域コミュニティにおける活動など、市民活動は重要な役割を担ってきた。一方で、委託業務等の契約により NPO・NGO（市民団体）等の行政による“下請化”が進み、自由な活動が阻害されていることも見受けられる。

そのような問題を解決するため、その第一歩として政府と NPO・NGO とが対等な立場で、それぞれの役割で市民社会を形成することを互いに確認するため、新政権における NPO・NGO（市民団体）等への「政府からの約束」として、『ナショナル・コンパクト』を提示するものとする。

基本的考え方

NPO・NGO（市民団体）等の市民活動は、民主的な市民社会において非常に重要な役割を果たすものであり、独立性を保ったセクターであることを明示し、政府と NPO・NGO セクターは相互に補完しあう役割にあり、共通の目標のもとに協働契約を組むことによって、政策や公共サービスの充実が可能になる。

政府の役割を明示し、NPO・NGO セクターの進展のために社会的基盤を整備することが必要である。

NPO・NGO セクターは、資金提供者あるいは、市民に対して、透明性の高い運営をしなければならない。

政府からの約束

独立性

政府がそれぞれの NPO・NGO（市民団体）等の市民活動の独自性を認め、協働していく際にも、自主性・自立性を確保することを約束する。

- ・アドボカシー活動などへ理解すること
- ・政府からの資金提供の関係にかかわらず、政府の政策について意見を述べ、政策批判を行うこと
- ・組織に関する課題については自己決定・自己管理すること

資金提供

政府による資金配分（基準）等を明確化し、事前に情報提供を行うことで、NPO・NGO セクターが自主的に資金補助等に対応しやすいような体制づくりを約束する。また、資金のみならず、人材や施設などの社会的基盤についても支援することを約束する。

- ・明確で統一された公的資金の提供
- ・団体の目的や運営状況にあわせた資金提供方針
- ・団体の活動目的・内容に対する評価基準（評価の実施）
- ・提供資金に関する情報の早期提供・事前協議

- ・団体のインフラストラクチャー（人材・施設など）支援

政策の策定と協議

政府による政策の策定段階においては、その情報をできるだけ早期に公開するとともに、各種 NPO・NGO（市民団体）等との協議の場を持ち、各審議会等への参加や国際交渉における政府代表団への参加などを進めることを約束する。

- ・政策の検討・策定段階での各団体の参加
- ・各団体が利用者に対し意見聴取の時間を確保する為、時間的余裕を持った協議
- ・女性、少数民族など社会的弱者支援団体の意見の積極的重視
- ・団体から提供された情報の秘密保持
- ・国際交渉における政府代表団への NPO・NGO（市民団体）等の参加

よりよい政府

今後、上記の約束を現実化し、またよりよいものとするため、NPO・NGO（市民団体）等とその内容を協議する場を設けるとともに、自治体においてもその場が設置されるよう働きかけ、協力することを約束する。

- ・政府、NPO・NGO セクターが協働で行動規範（細部規定）を作成すること

国会における政策立案、立法過程へのNPO・NGO等の参加

国会の取組みを強化し、市民・生活者を主体とした“現場主義”による政策立案、立法過程を構築するため、NPO・NGO（市民団体）、研究者等の参加を促すための方策として、下記のとおり提示する。

なお、下記の事案は、新政権（政府）のひとつ（一機構）である、国会が自主的に決定、推進すべき事項であり、政府はその取組みを促す（協力する）役割であることも確認しておきたい。

1．諮問機関の設置

衆参両院の各委員会（の下の小委員会）に、各テーマ（議案）についての政策・立法の根拠、必要性、事前評価、制定後の事後評価などを行うための諮問機関等を設置し、その委員としてNPO・NGO（市民団体）、研究者等の人材の活用を図り、市民・生活者を主体とした“現場主義”による政策立案、立法過程を構築する。

2．請願委員会の設置

市民が国会にアクセスする権利のひとつである請願制度を見直し、その手続きとして請願案件の処理を行う「請願委員会」を衆参両院に設置し、“苦情型請願”についてはその調査を、“提案型請願”については立法措置を講ずるための重要な判断材料として扱い、国会自らがその対応に取り組む。

また、「請願委員会」での審査を経て、必要な場合は上記1に記した諮問機関において審議を行う。

こうした市民参加の実体化により、市民・生活者を主体とした“現場主義”による政策立案、立法過程を構築する。

3．公文書管理、情報公開の促進

2009年通常国会において「公文書管理法」が制定された。また、「情報公開法」が施行されて、まもなく10年を迎える。そのような状況のもと、国会における公文書管理及び情報公開について、法律の見直しも含めてそのあり方について一定の計画をもって取組み、国会における政策立案、立法過程の文書を保存し、市民に公開する。

4．国会職員と民間人との人材交流を実施

国会運営に際して、民間部門との人事交流を推進することは、人材の育成や専門性の高い人材の活用、組織の活性化や閉鎖性を見直しの観点から有意義である。官民人材交流は、既に行政機関においては進められており、国会においてもその取組みが必要である。先に示した行政機関と同様、NPO・NGO（市民団体）等の人材の活用を図るため、人材交流を実施する。

NPO・NGO等による人材交流団体の公募・登録・実施

衆参両院議長は、NPO・NGO（市民団体）等と国会職員との人材交流を開始し、促進するため、「NPO・NGO等交流派遣の実施に関する計画」を策定し、その促進を図る。その手法として、人材交流についてNPO・NGO等の団体への公募を行い、一定の基準により選定した団体を登録し、その団体との人材交流を実施する。

以上、市民・生活者を主体とした“現場主義”による政策立案、立法過程を構築するための方策として示しました。

一方、イギリスやアメリカで見られるような国家公務員への『政治任用』については、各政党の日常的な活動としても、国家公務員や研究者、大学教員、NPO・NGO等（市民団体）の関係者など、さまざまな知識や経験をもった人材との交流を図る必要があると考えます。その方策のひとつとして、政党のもつ研究機関（シンクタンク）等を強化し、その研究機関としてNPO・NGO等（市民団体）との協力や人材の交流、往来により、その育成及びその確保を行い、その中から「政治任用」の流れが創出されることも有効な手段であると考えています。

今回の総選挙をへた新政権が、「参加型民主主義」の幕開けとなることを希望しています。

* 参考文献等

各党マニフェスト。「民主党・公文書管理に関する方針」（2009年）。「国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範」。「国家公務員制度の概要」（2007年7月）。諸外国の国家公務員制度。「オバマ大統領を支える高官たち」（日本評論社）。「審議会等の整理合理化に関する基本計画」等関連資料。公務員白書。国と民間企業との間の人事交流に関する法律。人事院規則2110（国と民間企業との間の人事交流）。「ローカルコンパクト」（2008年：（財）自治体国際化協会）。「比較・政治参加」（2009年：ミネルヴァ書房）。

2009年8月17日

特定非営利活動法人 市民がつくる政策調査会

事務連絡先

〒102-0083 東京都千代田区麹町 2-7-3-302

TEL:03-5226-8843

FAX:03-5226-8845

E-mail shimin@c-poli.org

URL <http://www.c-poli.org/>